



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

### 日本の安全保障に関する要望書

内閣総理大臣 岸田文雄 様  
防衛大臣 岸 信夫 様

「主は国々の争いを裁き、多くの民を戒められる。彼らは剣を打ち直して鋤とし／槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず／もはや戦うことを学ばない。ヤコブの家よ、主の光の中を歩もう。」(イザヤ書 2 章 4-5 節)

わたしたちキリスト者が信仰のよりどころとする聖書の中に記された上記の言葉は、1946 年 11 月 3 日に公布された日本国憲法第 9 条の精神を裏付けるかのように、わたしには思われます。聖書の言葉と第 9 条の条文の中に一貫して流れる輝ける精神とは、武器をもって多国を攻める謀略も、武器をもって“防衛”の名のもとに反撃する戦争も、どちらも行き着くところは果てしない、多くのいのちの犠牲と人間の精神破壊、そして社会の廃墟であり、そのような道を捨てて、ひたすら互いのいのちを慈しみ、糧を共に分かち合おうとすることのみが、人が平和に至る唯一の道であるということです。

本年 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻は、明らかな国連憲章の蹂躪であり、世界を驚愕させ、またその市民の犠牲者と故郷を追われ逃げ惑うウクライナ市民の姿にわたしたちは悲しみと怒りの心を禁じることはできません。

しかしながら、このような事態がいま世界を、“敵か、味方か”という対立的ブロックに分断し、相互不信と敵意をプロパガンダによって高揚させる空気がわたしたちの地球社会に充満しつつあることに、わたしは深い憂慮を覚えます。

このような世界情勢の流れの中で、去る 4 月 21 日に自民党政務調査会の安全保障調査会は、「新たな国家安全保障戦略等の実施に向けた提言(案)～より深刻化する国際情勢下におけるわが国及び国際社会の平和と安全を確保するための防衛力の抜本的強化の実現に向けて～」を公表し、岸田政権は、これに基づき、いわゆる「防衛 3 書」(「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」)の改定を図ろうとしています。

これは日本のこれまでの安全保障戦略の大転換を意味します。日本は、1976 年以来、憲法第 9 条の理念のもとに、「専守防衛」という立場を貫いてきました。しかし、先の「提言」において、「反撃能力」と言い直されたことは、紛れもなくその内実は、2020 年 6 月、日本政府が地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」配備計画の断念を決定したのち、イージス・アショアの代替策として議論が沸き起こった「敵基地攻撃能力」を意味します。それは、これまでの「専守防衛」という基本方針を放棄し、「相手側の攻撃が、明確に意図があって、すでに着手している状況であれば、(敵基地攻撃の)判断を政府が行う」(小野寺五典安全保障調査会会長)という考え方です。事実が起こる前に政府がそのように判断することはまさに、先制攻撃理論といえ、憲法第 9 条を無視し、放棄するものというほかありません。

日本は、防衛費について GDP 1%未満の枠を、これまで事実上ほぼ守ってきました。しかし、上記の大転換によって、岸田首相の言う通り、「5 年以内」に GDP 2%以上の防衛費増額が行われれば、それは今年度 5.4 兆円の防衛費が 1.1 兆円にも膨張することを意味します。その増額分を国債発行で賄える、という声が政治家から発せられていますが、まるでそれは、1945 年の破滅にばく進した軍国日本の姿を彷彿させるというほかありません。

わたしは、先週、スイス・ジュネーブで開催されたキリスト教系の世界的人道支援組織の会議に参加しましたが、そこでもロシアのウクライナ侵攻に関する議論が行われました。そこでの議論において、憲法第 9 条をもつ日本はこの世界的な危機的事態においてどんな仲裁的役割や人道支援ができるか、尋ねられることはあっても、9 条をもって国をどうやって防衛できるのか、とわたしに尋ねる者はいませんでした。

ただ単に危機に対する無作為として憲法第 9 条に記された戦争放棄を唱えるのではなく、戦争の永久放棄と戦力不保持を謳うこの憲法第 9 条の精神から、武力による攻撃も報復も、いったん始まってしまえば、相互に対する敵意の相乗の罠に転落するほかになく、結局相互を破滅にしか導かないことを洞察し、敵意と軋轢、そして紛争を乗り越えるためのあらゆる平和外交の叡知を絞り出し、大国におもねることなく実践していくことが平和憲法に立脚する日本の使命であります。そして、そのことが紛争に対する仲裁的存在を失った世界が憲法第 9 条を守り通してきた日本に期待することではないでしょうか。

そのように憲法第 9 条の理念に立ち返り、岸田首相をはじめ、政府が平和外交と人道支援という地平において、世界に冠たる平和外交先進国としての道を進んでかれますように、こころより要望する次第であります。

2022 年 6 月 10 日

日本キリスト教協議会

総幹事 金性濟 (キム・ソンジェ)